

昭和39年12月現在世帯人口数						
種別 大字別	世帯数	男	女	計	転入 出	転出 入
赤馬場	515	1,101	1,296	2,397	582	5
中原	316	876	904	1,780	212	1
満願寺	547	1,384	1,465	2,849	821	0
計	1,378	3,361	3,665	7,026	1511	56

小国南広報

村を明るくする実せん要項

1. お互いがあいさつをかわしましょう
2. 村内を美しくしましょう
3. この村から暴力を追放しましょう

第16号

昭和40年2月1日

毎月1日発行

1部5円



成人おめでとう 若くたくましく立派な社会人に

一月十五日は成人の日 国民の祝日として定められてから十八年目を迎えます。

この日は、全国で約百八十万人の成人が祝福や励ましを受けたと言われています。

この村では、八十四人（昨年九十二人）が新しい人生街道に第一歩を踏み出しました。成人になられたみなさんおめでとういよいよ二年からおとなの仲間入りです

選挙権もできます。酒もたばこも自由です。そして結婚もあなた方二人の自由です。その他にも法律上のいろいろな権利が認められます。しかしその反面におとなとしての義務、責任もひしひしとその肩に重さがかかってくるでしょう。みなさん、若く、たくましく、そして立派な社会人となってください。

今昔雑感

小国高校の前身は小国高等女学校であつて戦前の男尊女卑時代において早くから女子教育の殿堂として小国郷内の子女育成に多大なる貢献を遂げていることは言うまでもありません。

小国高女以前には古い伝統をもつ阿蘇北部高等小学校があつて高等科を男子部と女子部に分けてあつたが大正十二年に廃校となつて高等科は各尋常小学校に分散併置された。

それ迄は単独の高等小学校として阿蘇郡内に南部（南郷谷）中部（阿蘇谷）北部（小国郷）の三校があり断然光っていました。

当時の卒業生も現在は大拾才に垂んとする方々で、当年代の人が会合の節は必ず昔をなつかしき話題になるもので、それ

新雪の校庭に消防出初式

新春恒例の消防出初式は、一月九日午前十時から河津消防長（村長）出席のもと、南小国中学校校庭において行われました。

これに鑑み、熊本日日新聞社提唱による道徳実践要領の実施が強く要望されております。

本村といたしましても暴力の追放に努力するつもりであります。これはすべて諸氏に期待するところであるものがあります。

昨夜からの雪で、白銀一色の校庭に、若さにあふれた消防手の人達のキビビした動作は、まことに新年の行事にふさわしく、また力強い限りでした。

消防長をはじめ、来賓として列席された友添県事務所長、田中小国警察署長も点検官となつていただき、人員、服装の点検を行いました。



近時における社会の様相は、民心の動揺、道徳のたい廃となつて現われ心ある人々の憂慮するところとなつております。

また暴力の横行に対するこの追放も、大きく社会全般の問題として、取り上げられつゝあります。

努力されることを望みます。

資不足も今では語り草として伝えられている。小国郷内隅なく走るロ一カル線のバスで幼稚園の園児から高校生に至る迄通学も容易になり、学校の完全給食によつて児童生徒の体格は均整されてきました。

一時心配されていた就職難も最近になつてから県内県外に雄飛就職して

反対に村内に留る若人は漸減しつつあります。各家庭は高度成長の政策に相応して年毎に日常生活を電化に切り変えてこのようにして文化の恵みに浴し得ることはまことに幸福そのものであると思ひます。

成人の日 後藤元次



南小国村財政事情の公表

南小国村公告第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号第二百四十三条の三第一項並びに南小国村「財政事情」の公表に関する条例（昭和四十年南小国村条例第三十一号）に基づき南小国村財政事情を次のとおり公表する

昭和四十年一月十六日

南小国村長 河津重

南小国村財政事情

目次

- 1. まえがき
昭和三十九年度予算の概要
- 2. 村税の収入及村税の負担について
- 3. 村債の状況
村有財産の現況
まへがき
- 4. 財政事情の公表について

村有財産の状況、特別会計の状況を掲載いたしましたので何卒御了承のほどお願い申し上げます。
この財政事情は、村政運営の諸施策とそれとを結びつく身近なものであるとの認識にたつてこの資料を活用され、村政に対する御意見、御指導を賜わる一助としていただきたいと思います。

財政の動きは、直接村

ては先きに条例が制定され、一回だけ公表いたしました。が今回法の改正と共に新に昭和三十九年十二月の本村議会の議決を得て条例が制定されました。

この公表は年間二回八月一日と一月四日に村の財政事情をこの南小国村公報により掲載いたすことと成りました。

今回は一月四日に公表しなければならぬものであります。が条例制定の時期の関係もあり二月一日号に財政事情の公表を致します（議会の了承済）。なお本号において現在の子算の状況を述べ次回に税の状況、村債の状況

別表第一表

昭和39年度予算補正状況（一般会計）

区分	当初予算額	歳入				現在予算額	
		39.5.20 専決処分	39.6.28 村会議決	39.7.25 専決処分	39.9.28 村会議決	39.10.1 金 額	%
1. 村 税	22,699					22,699	10.1
2. 地方交付税	43,000			300	243	43,543	19.3
3. 分担金及負担金	4,841	1,221	157		947	7,166	3.2
4. 使用料及手数料	2,678					2,678	1.2
5. 国庫支出金	12,729		4,979		32	17,740	7.9
6. 県支出金	36,501		996		60	37,557	16.7
7. 財産収入	39,159	444	3,477		10,064	53,144	23.6
8. 寄附金	0					0	0
9. 繰入金	0					0	0
10. 繰越金	0	1,723				1,723	0.7
11. 諸収入	8,834					8,834	3.9
12. 村 債	13,202	14,314	1,999	3,000	1,000	30,215	13.4
歳入合計	182,643	17,702	11,608		12,346	225,299	100.0

◎ 昭和三十九年度予算の概要

今回の予算の概要については一般会計の九月三十日までの補正予算の状況について申し上げます。

昭和三十九年度より地方自治法の改正によりまして予算様式など現在までのものと相違つております。

補正予算の状況等につきましては別表第一、二の通りであります。

以下各款ごとに補正予算の状況を御説明申し上げます。

（なお、当初予算の概要については三十九年五月一日号に掲載されております。）

一、昭和三十九年五月二十日専決した補正予算の概要（第一回）

この補正予算は小災害関係の予算専決であり、農地及農業用施設一四、四五〇千円公共土木三、二五二千円（単独分を含む）であります。

三十八年度において工事が完成しないので三十九年の十二月まで延期して施行するものです。

この財源としては受益者負担金一、二二一、千円、財産処分四四四、千円繰越金一、七二三、千円（農地及農業用施設の県費補助分）村債一四、三一四、千円であり、三、四四四、千円あります。

二、昭和三十九年六月二十八日村議会議決補正

◎ 予算概要（第二回）

この補正予算は現在杉田に建設中の公営住宅の建設事業予算であります。

戸数十八戸の建設であり一種住宅四戸二種住宅十四戸分の建設費です。

総事業費は一〇、四五五、千円です。

尚、農地災害復旧の補助災分一、一五三、千円です。

この財源としては災害復旧負担金一五七、千円、国庫補助金四、九七九、千円（住宅）県支出金九、九六六、千円、財産収入三、四七七、千円、村債（住宅）一、九九九、千円あります。

三、昭和三十九年七月二十五日専決した補正予算の概要（第三回）

この補正予算は歳入のみの補正でありまして村民税の所得割の課税方式の改正により税率の引下げにより減収に對して村債が確定したのでその更正です。

当初予算において一、二〇〇千円の村債を計上しておりましたが九〇〇千円に確定のため差額三〇〇千円を地方交付税にて財源措置をいたしました。

四、昭和三十九年九月二十八日村議会議決補正予算概要（第四回）

1. 総務費
役場事務について現

在事務改善を実施しております。

その中で窓口事務改善のキャビネット等の購入費四五〇千円及全国山林振興連盟の負担金二〇千円です。

◎ 徴税員

徴税用の単車購入費一三五、千円です。

◎ 統計調査員

農業センサス調査費四三、千円です。

2. 民生費

精神薄弱扶養手当法の施行による事務費一〇、千円です。

3. 土木費

白川・黒川線が今般辺地対策事業として起債の対象となりその事業費の追加分二、八九五、千円です。

4. 消防費

今般消防団員に退職報償金制度ができその基金の負担金として二四、三三、千円を計上いたしました。

この財源としては地方交付税にて充当されます。

5. 教育費

小学校中学校間において就業奨励補助の増加により更正分です。

6. 諸支出金

瀬の本関係土地の開拓者に払下分の取得費でありこの土地については三愛観光の

別表第二表

区分	当初予算額	歳出				現在予算額	
		39.5.20 *決処分	39.6.28 村会議決	39.7.25 *決処分	39.9.28 村会議決	39.10.1 金 額	%
1. 議会費	4,047					4,047	1.8
2. 総務費	38,308				648	38,956	17.3
3. 民生費	7,996				10	8,006	3.6
4. 衛生費	5,024					5,024	2.2
5. 労働費	0					0	0
6. 農林水産業費	15,050					15,050	6.7
7. 商工費	10,479					10,479	4.7
8. 土木費	15,653		10,455		2,895	29,003	12.9
9. 消防費	1,776				243	2,019	0.9
10. 教育費	23,060				0	23,060	10.2
11. 災害復旧費	55,098	17,702	1,153			73,953	32.8
12. 公債費	5,652					5,652	2.5
13. 諸支出金	1,000				8,550	9,550	4.2
14. 予備費	500					500	0.2
歳出合計	183,643	17,702	11,608			225,299	100

開発が予定されてお含んで八五五〇千円です。り処分代金として同以上、九月三十日まで額歳入になるものでの補正予算の概要について説明申し上げます。

尚、採草権取得分を

祝 成人

◎ 鉾杉と競い育ちし若人の

晴れの門出に弥栄祈る

◎ 波荒き浮世の旅路もつゝがなく

正しく舵せよ二十才の船出に

◎ 新春にどよもす二十才の

鯨波の声御代の栄の印なるらん

赤馬場 M生



村政の主権者はあなたです

十二月の定例村議会で審議され、一月の広報に紹介できなかったことがたくさんありました。
それらのうち、直接みなさん方にとつて関係深いと思われるものについて、そのあらましを紹介いたします。

◎ 南小国村種付及び人

工授精手数料徴収条例の制定について
いま、授精所で授精を行つていても、出張授精の場合でも、料金を払うだけでよかつたのです。この条例によつて申請書が必要になりました。この申請書の目的は、申請者がだれであるかを確かめるためです。

「そんなことはわかつてるじゃないか」とおしかりの方もあつたかも知れませんが、役場から見ただけ、必ずしもそうではないこともあります。たとえばAさんの牛をBさんが預つて養つていたとします。

Bさんから申し込みがあつたので授精をしたところ、料金はAさんの牛だからAさんからとつてくれという。AさんはそれはBさんが払うべきだと言つて譲らない。

こんなとき役場としては非常に困ります。そこで授精のとき申請書を出してもらつて、その申請人から料金をいた

たしくみです。ですから授精所においでるときは印鑑を忘れなくお持ちください。出張授精のときは係員が申請書を持て伺います。この場合、出張料の意

味で、片道四キロ以内は百円、四キロ以上二キロ増す毎に二十円を授精料に加えることになつてい

ます。また一回の授精の有効期間が九十日であつたものを百五十日まで延長しました。

但し五回以内に限られます。つまりはじめに六百円を払つて授精しておけば妊娠しないときでも、それから百五十日の間に五回までは無料で授精できます。

この条例は昨年の十二月二十二日から施行されました。

◎ 南小国村水道使用条例の一部を改正する条例について
現在の水道料金は、昭和三十二年に定められた

ものです。しかも水道事業は、この事業だけの独立採算制（この事業による収入で支出をおぎなうしくみ）をとつていますので、機

て
地方自治法の定めにより、村長はみなさん方に対して「村の台所」ともいえる、村の収入。

支出のありさまや、財産、借入金などいわゆる「財政に関する事項」を年二回以上、公表しなければなりません。

これをくわしく規定したものがこの条例です。条例では、毎年八月一日、及び一月四日の二回に公表することに定められました。

（本年に限り一月四日を二月一日とした）前年の十月一日から三月三十一日までのことについて

は八月一日に、四月一日から九月三十日までのことについては一月四日に本紙を通して公表されます。

さらに八月一日の公表には、前年度の決算の状況併せて明らかにされます。

みなさん方も「村の台所」を知つていただいてご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 南小国村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
役場吏員の給与改訂を行つたための条例の改正案ですが、総務委員会附記となり、委員会で審議されることになりました。

◎ 黒川地区上水道の拡張工事の施行について

九州横断道路の開通にともなつて、瀬の本黒川を訪れる観光客は急激にふえました。
夏から秋にかけての、黒川十軒の旅館は、文字どおりのすし詰め状態でした。

このように給水人口の増加によつて、現在の水道では、旅館はもちろん各家庭の飲料水も不足がちのありさまです。

まして大きなホテル、旅館などが相ついで計画

されている現在、「ドロボウをつかまえて縄をなう」式では、折角今から大きく発展しようとする黒川ではあり、よそからこられたお客さん方に悪い印象をあたえる恐れもあります。

この意味において、将来の黒川の発展に備えて三千トンの上水道を、昭和四十年から、四十年にかけて施設することになりました。

旗日には必ず日の丸を

掲げましょう！！

老人クラブ満願寺寿会

五月、定例総会、高千野へ遠足

では早速この申合事項を実現するため、会員有志によつて、今は少ないシ

ノブ竹を一日がかりで切出し、昨年十二月十三日の日曜には、ラッカーを

だんだんに塗つて約七十本仕上げました。

このお蔭で元日には揃いの旗竿の上に日の丸がひるがえつていました。

翌十四日学校において臨時総会を開催、田北会長挨拶を兼ね、来年度の

実行申合事項として、次のように発議、了承をう

けました。

四月、村政座談会（特に予算）村長外出

席 学校教育と家庭教育、校長外出席

使用水量増加のため既設水源では水量不足を来し給水使用者の方々に大変御迷惑をお掛けして

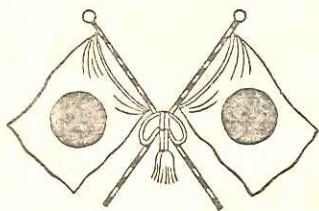
ます。

拡張工事は土地、水源所有者の方々の協力で計画の中ところ財源の都合で今日に至りましたが

昨年十二月二十日当役場に於て指名競争入札に依り、三百九十九万円で杉谷工業株式会社に落札致しました。

○ 工事の概要は赤馬場水源より水量一日三

〇〇立方メートル取水ポンプにより裏山に建設する容量一〇〇立方メートルの配水池に揚水し配水管七五耗パイプにより既設配水管に連結し給水する計画予定で



なご思いつくまゝ

志津川の清きいで湯に身を清めいとせ迄も、共に語らん

右今しづえ

六十路こえよわい重ねし老松の

日野みよ

寿と名づけてつどう老人よ

全

楽しく過せ今日の一日を

全

久方の戸々ひらめく日の丸の

全

初日になびく、今日のうれしさ

全

老人の心こめたる旗竿に

全

年のあらたまる、日の丸の旗

全

との歌の発表もあり、まだまだ人生はこれから

全

だとの意気盛んな所を見せました。

全

文責 H

市原地区簡易水道拡張工事の入札がありました。



○ 財源は起債を主とし一般財源、負担金を充て、来る三月三十日竣工の予定で工事を急いでいます。

工事が完了すれば給水能力は現在の二倍となりますので何んとか皆様方期待に添へそうです。

建設課

★……………★

★……………★

★……………★

★……………★

★……………★

★……………★

林業基本法にもとづく 林業構造改善事業のあらまし

世界の文化、経済の一
大進展とともに、わが国
の文化、産業経済は非常
な発展を示してきました
これまで、わが国の林業
は「森林法」で守られて
きました。林業を一つの
の産業として見た場合、
反省、検討の時期にきて
いました。

このようにことから林
業基本法が生れ、この基
本法によつて、林業の近
代化、いわゆる林業構造
改善事業が実行されるこ
とになりました。

◎ 林業構造改善事業の
目標

林業は農業とともに、
国民の経済に大いに役立
たなければならぬ重要な
使命をもつています。
しかしながら、他の近
代産業との間に、いちじ
るしい格差が生じている
ことも事実です。

このように、林業の自
然的経済的、社会的な制
約から来た不利な点を補
正して、産業として自立
経営をなさしめようと言
うことが、この事業の根
本的なねらいです。

このことは、木材価格
の上昇をはかるというこ
とではありません。
産業として自立し得る
ということ、外材とも

十分に競走できる価格で
なければなりません。
そのためには経営規模
の拡大や、生産性の向上
をはかり、併せて林業従
事者の所得を増し、林業
の発展と、林業従事者の
地位の向上をたすけるこ
とが必要となつてきます
ひらたく言えば、林業
をさへていく「柱」に
「土台」に根本的な検討
を加えて改善しなければ
ならないと言ふことです

◎ 国の林業構造改善計
画基準は森林面積がおお
むね五千ヘクタール以上
そのうち民有林が一千ヘ
クタール以上で、林野率
(総面積に対する林野の
比率)がおおむね七〇%
以上の山間地域を含む市
町村で、全国で千三百の
市町村を、向う八ヶ年に
逐次指定していく方針で
す。

事業費としては一町村
の平均が八千万円とされ
ています。

◎ 阿蘇郡の適応町村
熊本県では、三十六の
町村が適応町村となつて
いますが阿蘇郡では次の
九ヶ町村が資格を備えた
適応町村となつています
小国町、阿蘇町、高森
町、産山村、西原村、
波野村、蘇陽町、南小

です。
また所有権移転をせ
ぬ場合でも、五人以
上の林家の協業体が
これら入会林野に分
収林をつくる場合も
測量費など経費の五
十%について補助が
あり、さらに一般造
林と同率の造林補助
金ももらえます。

イ、入会林野の林地造
成をはかり、土地の
高度利用と経済の向
上をはかる。

日本全国では、入会
権がガンとなつて、
休んでいる林野の面
積は大きな数字にの
ぼつています。
これを畜産面との調
整をはかり、造林面
に活用することは、
国としての立場から
も大切なことです。
したがつて、この入
会権の改善に努力す
ることを一つの目標
にしているわけです
このためには、林地
取得資金(年利三分
五厘程度)を優先的
に貸し出すしくみも
あります。

また現在法律改正の
準備中ですがそれに
よると入会権解消に
よる所有権移転の場
合は、登記の際の登
録税(収入印紙)を
千分の五十から千分
の六に引き下げ、そ
の他はすべて無税と
する考えもあるよう
です。

また所有権移転をせ
ぬ場合でも、五人以
上の林家の協業体が
これら入会林野に分
収林をつくる場合も
測量費など経費の五
十%について補助が
あり、さらに一般造
林と同率の造林補助
金ももらえます。

ロ、国有林野の活用
国有林に近い部落の
林家五人以上の協業
体が、経営規模の拡
大のために、国有林
の払下げを希望する
ときは、国と協議の
上買受けることがで
きます。

もちろん林地取得資
金が借りられます。
また国有林に近い林
家五人以上の協業体
が、国との分収林を
希望するときは、国
二十%、協業体八十
%の分収林もできま
す。

ハ、林地の集団化
交換分合すること
によつて、林地が一
ヶ所に集り便利にな
るような場合は、「村」
又は「森林組合」の
あつせんするものに
限り、その経費の五
十%が補助されます
(六〇%)

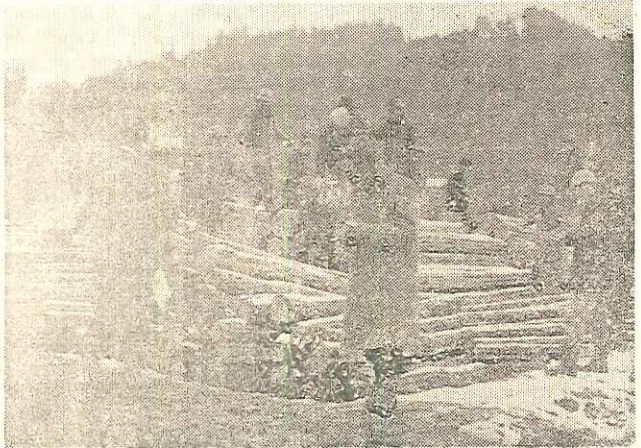
2 生産基盤の整備
林道の開設は、森林
面積を対象として行
われていたが、この
事業では原野の面
積を含めて、三十
ヘクタール以上の面
積があればよいこと
になつています。
現在有る路線の改修
は、幅員三メートル
までのものに限つて
みとめられます。
また最近開設され
た林道は、幅員三、
六メートル以上の自
動車道だけに限られ
ていますが、本事業
では、幅員二、五メ
ートル以上の経営林
道もみとめられます
ただし一号林道(森
林面積千ヘクタール
以上)、(二号林道)
(森林面積五百ヘク
タール以上)は、除
外されます。
補助率は国五割、県
二割で計七割の補助
率となります。
3 資本整備の高度化
(一〇%)
素材生産の近代化の
ための集材、運材機
自動鋸、トラクタ、
機械保管倉庫、造林
保育のための刈払機
植穴掘機、肥料挿入
機、椎茸、木炭生産
のための倉庫、乾燥
室、このような林業
に必要な機械施設を
林家の協業体が購入
する場合は五十%の
補助があります。
なお残額の八十%に
ついては低利資金が
借りられます。
このほか、種苗生産
事業体がなすものに
ついては補助又は融
資の制度があります
以上は林業構造改善の
あらましと言つたもので

初雪の日の初市 森林組合素材共販市

昭和四十年の木材界の
第一歩を飾る森林組合の
初市は、一月九日午前十
時から開かれました。
まず河津組合長(村長)
のあいさつののち、ささ
やかな祝宴がありました

価格は、昨年十二月の
おさめ市より、一立方メ
ートルあたり二百七十三円
(石当七五円)高の一萬二
千四百九十六円(石当三
、四七一円)でした。

長級	径級	高値	安値	平均値	石当り	平均値
すぎ	4m	3cm~9cm	18.990	16.000	17.536	4.875
〃	〃	10~16	13.500	12.090	12.849	3.572
〃	〃	18~28	13.880	13.170	13.672	3.800
〃	3m	10~	21.290	10.380	12.424	3.453
〃	2m	10~16	7.910	4.500	5.450	1.515
ひのき	4m	10~16	16.600	12.590	13.889	3.861
まつ	〃	10~	11.120	4.250	8.287	2.303
〃	2m	10~	4.900	2.700	3.846	1.069



源泉還付申告書の早期提出について

給与、配当、外交員所
得等にかゝる源泉徴収税
額の還付を受けるための
確定申告書を提出される
場合は二月二十日頃まで
に提出されるようおす
めします。
昭和三十九年分確定申
還付金がお手元に届くの

が早く御迷惑をおかけ
することになります。
阿蘇税務署におきまし
ては皆様の御便宜を図
るため特に二月一日から還
付を受けるための確定申
告書の記載等についての
相談を下記のとおり実施
いたしますから早目に申
告されますようおすめ
します。

記

場所 阿蘇税務署会議室
2月1日から2月20日ま
で 午前9時から午後5
時まで 土曜日は午前中
日曜は除く
小国町役場会議室
2月11日(木)午前11時か
ら午後4時まで
2月12日(金)午前10時か
ら午後3時まで

- (1) 印鑑および申告書
所得の計算に必要な
書類、帳簿決算関係
書類等
- (2) 雑損失医療費、社
会保険料、生命保険料
損害保険料、扶養親族
等に関する書類
- (3) 源泉徴収票、寄附
金等を記載した受領書
等
- (4) 配当所得のある人
は株券及び配当の受取
りを証する書類
- (5) その他の関係書類

◎ 贈与税の申告と納税
はお早目に 昭和39年
分贈与税の申告と納税
は2月末日まで
申告と納税期限の2月28
日が丁度日曜日にあた
りますから失期しない
ようなるべく早目に申
告と納税を済まして下
さい

阿蘇税務署
南小国村

税

金

所得税及び県村民税の申告時期がせまつて来ました。あなたは申告の準備はお済になりましたか？

本年も所得税該当者には、二月下旬から三月上旬まで、税務署から来村の上、申告指導を実施する予定であり、県村民税についても、三月二十日より三十日まで、村内各校下毎に申告指導を行う計画であります。

所得税、県村民税は、昨年一年間の経済活動において得た、所得に対し課税される税金で、所得税は国、県村民税は県と村の、大きな財源となっています。この税金は納税者の自主性を尊重して、申告制度が採用されていますが申告に際し、あなたが不利な税金を納める事のない様に、所得の算出まで、色々控除される必要経費について記載致しましょう。

所得と云いまして、各人において千差万別ですが、大きく分別しますと事業所得、利子、配当、不動産、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑所得の十種類に区分されます。それぞれ所得の種類によりそれぞれ計算に相違が

……事業のため支出するバス賃、宿泊料、電話料、切手代等。
⑥ 広告宣伝費……テレビ、ラジオの宣伝費の他名入タオル、マツチ等。

⑦ 接待費交際費……取引先の招待費用等。

⑧ 寄附金……事業を営むために必要な寄附金に限る。

⑨ 火災保険料……商品や事業用の固定資産に対する保険料支払額。

⑩ 修繕費……事業用の建物、機械器具等の修理費。

⑪ 消耗品費……文房具などの事務用品、ガソリン等。

⑫ 雇人費……従業員に支払った給料、賃金のほか、食事や衣料を支給した場合の費用など。

⑬ 福利厚生費……従業員の慰安、保健衛生のために支払った費用と事業主が負担して支払った保険料等。

⑭ 地代家賃……店舗、車庫などの様に、事業用に借用しているのに支払った額。

⑮ 借入金利子、割引料……事業用資金の借入金利子及手形の割引料。

⑯ 貸倒金……売掛金、未収金の貸倒れとなつた金額。

⑰ 減価償却費……事業用に使用する建物、附属設備、機械器具、備

品車輛等の償却費、尚三万円未満の金額のもの、特定の物を除き全額を必要経費とします。

⑱ 開業費、試験研究費……権利金などの繰延費用……支出した金額をその効果の及ぶ年数で割つた金額だけ控除する。

⑲ 事業用固定資産の損失……事業用の固定資産を売却したり、廃棄した場合、及び災害で破損した場合の損失額から損害保険料をもらつた額を控除した分。

⑳ 家族従業員に支払う給料……事業を行つて

いる人の配偶者や十五才以上の親族が、その事業に年間六ヶ月以上従事している場合、これらの人に支払う給料及び食費等について、所得税は青色申告の場合二十才以上の時最高拾四万参千八百円、二十才未満のとき拾万参千八百円が控除され

県村民税は、一率最高八万円が控除されます。一般事業(白色申告者)では、所得税は十五才以上に、最高八万六千参百円が控除され、県村民税は、五万円の控除がされます。

① 公租公課……固定資産税、自動車税、土地改良費、部落協議会費等の、農業収入に必要な経費、のみ認められます。

二、農業所得の計算
(A)、収入金額は、商業と違つて、農産物等を収穫した時に所得があつたものとして、その時の時価で計算します。

例えば、米の場合、本年二月に供出したとしても、三十九年に収入があつたものとして計算します。

又仔牛馬、牛乳、鶏卵葉たばこ、果樹等は一年間の売却代金です。

農業副産物である稲わら等も、収入金額に計算する他、共済金をもらつた場合も収入金額に合算します。

(B)、必要経費は、普通その年産の農産物を得るために、実際支出した金額により計算されますが麦等のように、本年六月の収穫に対し、三十九年に肥料、種子を使用した物は、三十九年の必要経費に認められず、四十年の経費となります。

農業関係必要経費も商業と同様ですが、だいたい次のような経費が認められます。

① 公租公課……固定資産税、自動車税、土地改良費、部落協議会費等の、農業収入に必要な経費、のみ認められます。

② 種、苗、代……もみ種、野菜等の種や苗の購入価格が認められます。

③ 肥料代……堆肥、糞肥、れんげ草等の緑肥や購入肥料等で、実際支出価格ですが、れんげ草の場合は種子代のみです。

④ 農具費……耐用年数一年未満のもの、及び購入価格が五万五千円未満のものは実際購入価格で、大農具や小農具の修繕費は全額認められます。

⑤ 減価償却費……農業用に使用する建物、機械器具、牛馬、果樹等の償却費が認められます。

⑥ 雇人費……農業のために、臨時に雇つた分の賃金及びまかない料のその他の経費……農薬費、共済掛金、動力費、光熱費、作業用衣料費、借地料、農業協同組合費、借入金利子、脱穀調整費、その他農業専用に使用されるもの。

⑦ 特別該当者のみ控除されるもの……農耕用役牛馬と役牛馬借上料、動力耕うん機の償却と生産母畜と年雇人ヒ等が控除されます。

⑧ 以上のような経費が認められますが、農業所得につきましては、農家の記帳者が少い関係から、毎年村内一括して、一反当りの標準を作成し、その標準に基づき、申告した時の価格が、必要経費となります。

⑨ 肥料代……堆肥、糞肥、れんげ草等の緑肥や購入肥料等で、実際支出価格ですが、れんげ草の場合は種子代のみです。

⑩ 農具費……耐用年数一年未満のもの、及び購入価格が五万五千円未満のものは実際購入価格で、大農具や小農具の修繕費は全額認められます。

⑪ 減価償却費……農業用に使用する建物、機械器具、牛馬、果樹等の償却費が認められます。

⑫ 雇人費……農業のために、臨時に雇つた分の賃金及びまかない料のその他の経費……農薬費、共済掛金、動力費、光熱費、作業用衣料費、借地料、農業協同組合費、借入金利子、脱穀調整費、その他農業専用に使用されるもの。

⑬ 特別該当者のみ控除されるもの……農耕用役牛馬と役牛馬借上料、動力耕うん機の償却と生産母畜と年雇人ヒ等が控除されます。

自家生産のものは取得した時の価格が、必要経費となります。

③ 肥料代……堆肥、糞肥、れんげ草等の緑肥や購入肥料等で、実際支出価格ですが、れんげ草の場合は種子代のみです。

④ 農具費……耐用年数一年未満のもの、及び購入価格が五万五千円未満のものは実際購入価格で、大農具や小農具の修繕費は全額認められます。

⑤ 減価償却費……農業用に使用する建物、機械器具、牛馬、果樹等の償却費が認められます。

⑥ 雇人費……農業のために、臨時に雇つた分の賃金及びまかない料のその他の経費……農薬費、共済掛金、動力費、光熱費、作業用衣料費、借地料、農業協同組合費、借入金利子、脱穀調整費、その他農業専用に使用されるもの。

⑦ 特別該当者のみ控除されるもの……農耕用役牛馬と役牛馬借上料、動力耕うん機の償却と生産母畜と年雇人ヒ等が控除されます。

⑧ 以上のような経費が認められますが、農業所得につきましては、農家の記帳者が少い関係から、毎年村内一括して、一反当りの標準を作成し、その標準に基づき、申告した時の価格が、必要経費となります。

⑨ 肥料代……堆肥、糞肥、れんげ草等の緑肥や購入肥料等で、実際支出価格ですが、れんげ草の場合は種子代のみです。

⑩ 農具費……耐用年数一年未満のもの、及び購入価格が五万五千円未満のものは実際購入価格で、大農具や小農具の修繕費は全額認められます。

⑪ 減価償却費……農業用に使用する建物、機械器具、牛馬、果樹等の償却費が認められます。

⑫ 雇人費……農業のために、臨時に雇つた分の賃金及びまかない料のその他の経費……農薬費、共済掛金、動力費、光熱費、作業用衣料費、借地料、農業協同組合費、借入金利子、脱穀調整費、その他農業専用に使用されるもの。

⑬ 特別該当者のみ控除されるもの……農耕用役牛馬と役牛馬借上料、動力耕うん機の償却と生産母畜と年雇人ヒ等が控除されます。

⑭ 以上のような経費が認められますが、農業所得につきましては、農家の記帳者が少い関係から、毎年村内一括して、一反当りの標準を作成し、その標準に基づき、申告した時の価格が、必要経費となります。

⑮ 肥料代……堆肥、糞肥、れんげ草等の緑肥や購入肥料等で、実際支出価格ですが、れんげ草の場合は種子代のみです。

⑯ 農具費……耐用年数一年未満のもの、及び購入価格が五万五千円未満のものは実際購入価格で、大農具や小農具の修繕費は全額認められます。

⑰ 減価償却費……農業用に使用する建物、機械器具、牛馬、果樹等の償却費が認められます。

⑱ 雇人費……農業のために、臨時に雇つた分の賃金及びまかない料のその他の経費……農薬費、共済掛金、動力費、光熱費、作業用衣料費、借地料、農業協同組合費、借入金利子、脱穀調整費、その他農業専用に使用されるもの。

⑲ 特別該当者のみ控除されるもの……農耕用役牛馬と役牛馬借上料、動力耕うん機の償却と生産母畜と年雇人ヒ等が控除されます。

⑳ 以上のような経費が認められますが、農業所得につきましては、農家の記帳者が少い関係から、毎年村内一括して、一反当りの標準を作成し、その標準に基づき、申告した時の価格が、必要経費となります。

知つて載ければ幸甚と存じますが、この内容の詳細に亘りましては、色々の規定と関連しますので申告指導の折、お尋ね載きたいと思っています。

税務課

おまけのつく煙草

「旅行、出張の前に今一個、村内のたばこ販売店で、予備のたばこを、買つて行くのではありませんか。」といつても、これはたばこ店からの宣伝依頼ではありません。

最近小国町に出向かれた方は、「町内でたばこを買いましょう。」と言ふ内容のポスターにお気づきのことと存じます。

なぜこの様に村、町が宣伝するかと申しますと、市町村たばこ消費税といつて、村税収の大きな財源となつてゐるからです。

たばこを吸わない方には、影響のないことですが、吸われるかたにとつては、貴重な税金といえましょう。

なぜならば、一日平均一五本のたばこを吸われる方は、一年間に、二、二五五円の村税を納めることとなります。

このたばこ消費税について、詳しく御説明しますと、専売公社が村内のたばこ小売店に売渡した本数、つまり本村内の販売店で売れた本数に對

し、種類を問わず一本二円七十一銭を乗して算出した額に対し、一五パーセントの税金が専売公社から、申告納付されます。

この場合、刻みたばこは一グラムを一本とし、葉巻たばこは、一本を十本に換算され、納付される事になります。

本村に現在収入となつてゐる、たばこ消費税は一ヶ月平均約六〇万本で二四万円余り、年間に約三百万円の税金が見込まれてゐます。

しかし村内のたばこ消費者の数から推計しますと一日一人十二本平均で約三三〇万円の税収が見込まれることになり、後二〇万円程度は他町村で買われている計算になります。

常時吸われる、このたばこが、村財源の一端として重要なものであることを、御理解戴き今後一本のたばこでも、村内でお買い求め願ひ、よりよい村造りに御協力下さいます様お願い致します。

ご協力ありがとうございました

住民一斉調査

去る十月十四日おこなわれ、村内全域に亘る住民の一斉調査は、皆さまがたのご協力によりまして、とどこおりなく終り、このたび別表のような結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

各自が届出を忘れることなく、励行されますよう、くれぐれもおねがいたします。

住民票に記載されると、この点をよくおくと、その日から十四日以内に届け出るように心がけましょう。

印鑑証明や住民票抄本も記載されている者以外には交付できません。加えて、選挙人名簿よ

成人式に思う

南小国でも毎年多数の人達が成人を祝つてもらっている。

でも大部分の人がきょうは成人式だからと言って、新しい洋服や着物を着て、女は美容院などに行つて訪問着とやらを着ていた。

僕はこの花嫁だろうと思つた。

おそろく何万円かするだろう。

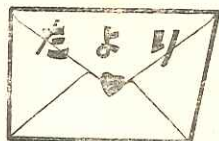
あんな値段の高い着物は、金持ちの人達はずいぶん買えるだろうが、買えない人もいます。

ですからもう少し質素な洋服や着物などを求めたいと思つて、僕達の成人式まであと

調査期日 昭和39年11月14日

実態調査集計表

大字	赤馬場	中	原	満願寺
区	記載消除更正	記載消除更正	記載消除更正	記載消除更正
男	4 8 11 18	1 6 5 13	15 32 25 19	2 9
女	12 29 2	7 18 3	47 44 7	3
大字別増減	-17	-11	-	-
総合増減	-25			



戸籍明暗

氏名	部落	出生月日
河津恵美子ちゃん	松ノ木	12月5日
高橋博之ちゃん	田の原	12月12日
藤堂千穂ちゃん	平瀬	12月28日
井高寛ちゃん	上町一	12月28日
麻生康史ちゃん	下町一	12月6日

氏名	部落	死亡月日	年令
大塚トツさん	本町二	12月1日	88才
佐藤正夫さん	鬼山	11月30日	54才
穴井頼雄さん	森園	12月20日	62才
吉田静蔵さん	竹の熊	12月19日	86才
川村ミドリさん	瓜上	12月31日	82才
河津義行さん	森園	12月23日	0才

婚いん届受理証明書

結婚記念にぜひどうぞ

このたび写真のような婚姻届受理証明書ができました。

これは貴方がたの結婚が法律上成立したことを証明するものです。

床間のかたすみにも額に入れてかざつておけば永久に記念になることと思います。

値段は戸籍手数料令に基づき、全国一律四百円となっております。

貴方がた御夫婦のかが、やさしき人生の出発にあつて記念に一枚いかゞでしょうか。

御希望のかたは役場の

護国の英霊に勲章を

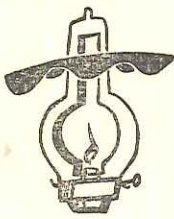
昭和二十一年より中断されていた叙位叙勲が、戦後約二十年を経た昭和三十一年一月より再開されました。

たとえ敗戦ではなかったとしても、また事実上アメリカの軍政に従わざるを得なかつたといえ、国の為に身を捨て、尽した戦没者の御遺族としては、さぞかし心外の事であつたと思われれます。

このたび再興した日本政府としてのせめてもの心尽しとして叙勲の再開は誠によろこばしい事と思われれます。

当村として最初の受勲者は(一月八日伝達)左の通りであります。

- 旭八 麻生幸男 遺族 麻生岩彦
- 旭七 高村章 遺族 高村留
- 瑞七 橋本保 遺族 橋本義人
- 瑞七 穴井停 遺族 穴井金俊
- 旭八 大塚千助 遺族 大塚昇
- 佐藤磨 遺族 佐藤シマ
- 浜崎穰 遺族 浜崎としえ



耕うん機の技術競技会が開かれました

世はあげてスピード時代。

徒歩からバス又、汽車から飛行機へ。

田んぼの、耕作も牛馬から耕うん機へと移つてゆくでしょう。

これを農業の近代化、或いは機械化と呼んでいきます。

そこで中原壮年会では、二十三名の参加者を得て、昨年十一月十四日和田部落において耕うん機使用技術の競技会を開きました。

「あいつの言っていることは、ちんぷんかんぷん」と、意味不明のことに對していわれることばに「ちんぷんかんぷん」とか「ちんぷんかんぷん」などがあります。

「ちんぷんかんぷん」の語源については次のような説があります。

漢字では「陳文漢」と書き、陳文は中国の人の姓で、どこへ行つてもこの姓が多いのだそうです。そこで陳文さんときいた、ただでは、この陳文さんかさつぱりわからない。……

というところが「ちんぷんかんぷん」の語源になつたのだといわれています。

漢は、熱血漢とか硬骨漢などに使われる漢と同じで「男性」をあらわしています。

また「ちんぷんかんぷん」は、かじやが金づちで刃物をうつときトンチンカンといかにも間のびしたように聞えるところから転じて、つじつまのあわないわけのわからない、という意味に使われています。